

中年未婚者の iDeCo 加入に関する実証分析

丸山 桂

上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授

【 記 事 情 報 】

掲載誌：年金研究 No.15 pp. 2-16 ISSN 2189-969X

オンライン掲載日：2021年3月19日

掲載ホームページ：<https://www.nensoken.or.jp/publication/nenkinkenkyu/>

論文受理日：2021年1月25日 論文採択日：2021年2月25日

DOI：http://doi.org/10.20739/nenkinkenkyu.15.0_2

要旨

近年、老後の所得保障の自助努力として、私的年金制度、なかでも個人型確定拠出年金制度（iDeCo）が注目を集めている。しかし、その加入者に関する実証研究は、研究途上にある。本研究は、中年未婚者の個票データを用いて、iDeCo 加入に関する実証分析と老後の低年金リスクが高い国民年金の保険料免除制度利用者との生活状況の比較を行った。主な分析結果は以下のとおりである。

- ① 国民年金の保険料納付免除者は、仕事についていない者や非正規労働者の割合が高い。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、家計に深刻な影響があった者の割合は、国民年金保険料全額納付者や厚生年金加入者よりも、国民年金保険料滞納者、免除者に相対的に高かった。
- ② iDeCo の加入状況を国民年金加入者と厚生年金加入者で比較すると、本来老後の年金額の上乗せ措置として加入が期待される国民年金加入者よりも厚生年金加入者に利用されている。iDeCo 加入者は非加入者に比べ、収入や資産面でも余裕があり、NISA／つみたて NISA や個人年金制度も併用して、税制上の優遇措置を利用しながら、効率的に日常生活と老後の備えを行っている。
- ③ 公的年金制度の繰り上げ制度／繰り下げ制度による給付額の減額・増額率を説明した上で希望する公的年金の支給開始年齢を尋ねた場合、国民年金の保険料免除者や滞納者は繰り上げ受給を望む者が相対的に多く、厚生年金加入者や iDeCo 加入者には繰り下げ受給を選ぶ者が多い傾向が見られた。これは、現役時代にねんきん定期便で示される金額以上に、将来の高齢期の年金格差が拡大する可能性を示唆している。
- ④ iDeCo 加入について二項ロジスティック分析を行った結果、厚生年金加入者、金融資産額が高い者ほど iDeCo に加入する傾向にあり、個人年金や NISA／つみたて NISA を併用していることも明らかとなった。

今後とも、国民年金第1号被保険者に占める免除適用者数の増加が続き、経済的余裕の

ある者だけが iDeCo に加入し、税制上の優遇措置を二重三重に受け取る状況は老後の経済格差の拡大や所得再分配上の点から問題がある。公的年金の再分配機能とともに、本来加入すべき低年金者にいかに iDeCo の加入を促すか、金融リテラシーの形成支援も含めた検討を急がねばならない。

1. はじめに

人生 100 年時代の到来を目前に控え、老後の所得保障は大きな政策課題となっている。2019 年公的年金財政検証では、マクロ経済スライドの適用により、公的年金制度の給付水準は長期的に低下し、特に厚生年金よりも基礎年金の実質価値の低下が顕著であることが示された。政府は、老後の公的年金給付の上乗せ役割に期待し、手厚い税制上の優遇措置を設け、個人型確定拠出年金（以下、iDeCo）の加入を推進してきた。同制度の加入者数は、加入対象者の拡充とともに増加傾向にあるが、公的年金加入者に占める利用者の割合は約 2.7%にとどまっている¹。

しかし、iDeCo の加入はすべての国民に開かれているわけではない。国民年金第 1 号被保険者の保険料納付を免除または滞納している者は、iDeCo に加入できない。老後に豊かな経済生活を送るには、足下の公的年金と自助努力による私的年金等の両方が必要であるのは言うまでもない。国民年金の保険料免除者は、老後の年金受給額が減額される一方で、iDeCo 加入者は税制上の優遇措置を受けながら、さらに老後の年金額の積み増しをすることになる。後述するように、公的年金の免除適用者と iDeCo 加入者がともに増加し続けている現状を踏まえると、将来の公私年金受給額の拡大を予想させる。

ところが、こうした公的年金の保険料免除適用者と iDeCo 等の加入者を同じ個票データを用いて分析した研究は、筆者の知る限り日本では見あたらない。今後の未婚化社会の進展²と公私年金の連携強化を考慮すれば、40 代、50 代の中年未婚者の公私年金の加入状況を分析することは、社会的にも学術的にも意義があると考えられる。本研究は、中年未婚者の公的年金制度の免除利用者と iDeCo 加入者の特性の比較、iDeCo 加入者の個票分析から、老後の所得保障のあり方を考えることを目的としている。

2. 先行研究

2.1 公的年金の免除制度適用者に関する実証研究

国民年金の未納行動に関する実証研究には、多くの研究蓄積がある。その多くが、国民年金の保険料納付行動を個人の選択行動とみなし、予算制約や年金制度への信頼感、寿命予測、逆選択などの経済理論との整合性を検証するものであった。そして、彼らの老後の低年金を避ける方策として、保険料納付の勧奨や厚生年金の適用拡大、公的年金の受給資格期間の短縮などが提言され、施策として実現されてきた。これに対し、国民年金の申請

¹ 2020 年 12 月現在の iDeCo 加入者数（国民年金基金連合会受付分）を、2019 年度末の国民年金被保険者数の合計（厚生労働省「令和元年度厚生年金保険・国民年金事業年報」）で単純に除して計算した。

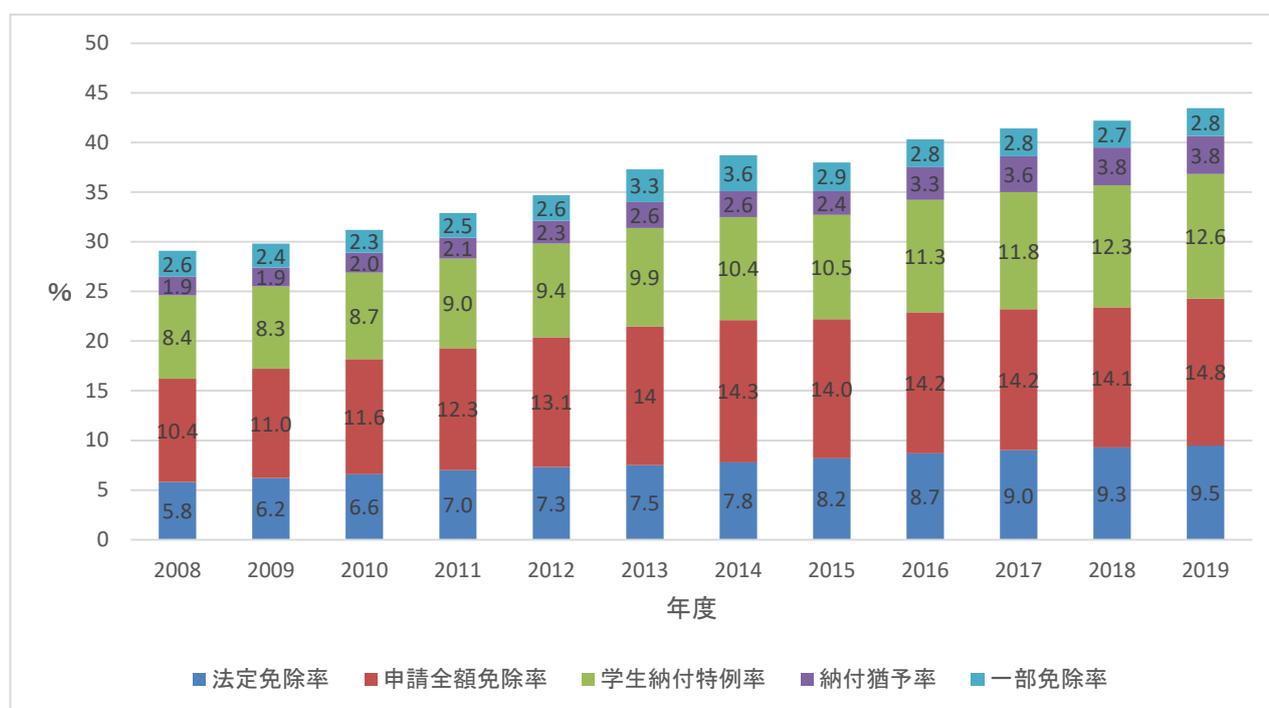
² 2040 年における 50 歳の未婚率は、男性が 29.5%、女性が 18.7%と推計されている（内閣府 2020）。また、国立社会保障・人口問題研究所（2020）による 2015 年の「国勢調査」を基にした 50～54 歳の未婚者に対する初婚者の割合（人口千対）は男性 3.51、女性 2.44 で、45～49 歳のその半分にも満たない状況である。

免除制度は、申請自体は個人の選択行動であっても、老後の年金給付水準の低下は避けられない。免除期間が長期化すれば、老後の低年金リスクは拡大し、最終的な老後の生活を支える手段は生活保護に委ねられることになる。

国民年金の保険料免除制度には、生活保護受給者などが対象となる法定免除と、被保険者が自ら申請し、審査の上で認められる申請免除がある。厚生労働省「令和元年度厚生年金保険・国民年金保険事業年報の概況」によると、2019年度末における全額免除・猶予者数は583万人（法定免除者数136万人、申請全額免除者数212万人、学生納付特例者数180万人、納付猶予者数55万人）、一部免除者数は41万人、産前産後免除者1万人であった。保険料全額免除・猶予者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない）に占める割合は40.6%³、一部免除者は2.8%で、第1号被保険者のうち40%強がなんらかの保険料免除・猶予制度を利用していることになる。

図1に示すように、国民年金第1号被保険者に占める免除者（全額免除・一部免除）の割合は、近年上昇傾向にある。

図1 国民年金免除・納付猶予者の第1号被保険者に占める割合の推移



注：2019年度から新設された産前産後免除者は1万人しかいないため、グラフには記載していない。

出所：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業年報」（各年版）、「令和元年度厚生年金保険・国民年金事業の概況（令和2年12月）」をもとに筆者作成。

学生納付特例制度を除く免除・納付猶予制度の適用率が上昇した理由としては、①国民年金第1号被保険者に占める無職者やパート・アルバイト・臨時など経済的に脆弱な層が7割近い水準にまで上昇していること（厚生労働省年金局 2019）、②新たな保険料免除制度の創設や適用基準の緩和などの制度改正⁴の影響と考えられる。

³ その内訳は法定免除が9.3%、申請全額免除が14.1%、学生納付特例が12.3%、納付猶予が3.8%であった。

⁴ 例えば、自然災害による被災者、配偶者からの暴力を受けた者、産前産後期間の者に対する免除等が制度の拡充の例としてあげられる。2014年10月より国民年金法施行規則の一部改正が行われ、所得にかかる税の申告を行っていない者のうち、免除等の申請期間に対応する前年の所得が国民年金法施行規則に定める免除等の所得の基準額（免除・納

国民年金の免除制度適用者に関する実証研究としては、まず、旧社会保険庁「平成14年国民年金被保険者実態調査」の個票分析を行った山田（2009）がある。山田（2009）は申請免除者には世帯収入が低い層に多いこと、そして申請免除者を除いた国民年金第1号被保険者のうち、納付者の22%、未納者の24%が潜在的な免除適用者になると推計している。

四方・村上・稲垣（2012）は国民年金の申請免除が本人の収入だけでなく、世帯収入が勘案される点に着目し、若年層の保険料納付行動を未納・猶予・免除別に分析し、保険料免除世帯収入が低い場合には免除確率が高く、本人収入が低い場合には猶予確率が高くなるという、実際の保険料納付行動が制度設計と整合的であることを明らかにしている。

また、四方（2017）も厚生労働省「平成26年国民年金被保険者実態調査」の個票分析より、同じ所得階層でも自営業者よりも被用者で申請免除適用者が多いこと、免除適用の境界線近辺の所得階層で保険料滞納者が増えることを明らかにし、世帯単位に基づく免除制度のあり方や定額の国民年金保険料の逆進性の問題を指摘している。これらの研究は精緻な分析手法をとった優れた研究であるが、調査票の制約より、彼らの生活状況や老後の生活費の考え方やiDeCo等の私的年金加入の分析は行っていない。

2.2 iDeCo 加入に関する実証研究

個票分析によるiDeCo加入の先行研究もまた、その数は非常に少ない。佐々木（2020）は独自のインターネット調査から、iDeCoの加入行動を分析し、男性、高資産、正社員、企業年金加入者、個人年金加入者など、本来国民年金の上乗せが必要として期待された層ではなく、企業年金や民間個人年金の加入者がさらにiDeCoにも加入している実態を明らかにしている。

また、丸山（2021）はインターネット調査による個票分析から、iDeCoや、つみたてNISA加入者の特徴と、こうした制度の加入が老後の不安感を軽減させるのかについて分析している。その結果、iDeCoには、50代で経済的余裕がある者ほど加入する傾向があること、老後の経済的不安感については、加入している個人年金等の種類が多いほど軽減される傾向にあることがわかった。しかし、個別制度の加入と老後の経済的不安感との関係性を分析すると、老後の経済的不安感を有意に軽減させているのは、企業年金（DC）加入だけで、iDeCoやつみたてNISAなどの加入はその経済的不安感の軽減にはつながっていないことを明らかにしている。老後の経済的不安感は、個人年金等の自助努力で老後に備えることよりも、企業年金（DC）のある大企業に勤務できることの方が軽減できるという皮肉な結果となっている。

2020年10月時点での個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者数は175.6万人であり、全体の加入率（加入対象者数に占める加入者の割合）は2.6%となった。国民年金の被保険者の属性別に加入率を比較すると、公務員が8.6%と最も高く、第2号被保険者のうち

付猶予の場合は「57万円」、学生納付特例の場合は「118万円」）を超えない者に対し、申請手続きの際、所得の状況を示す書類の添付が省略された影響も大きい。

また、低所得の若年層を対象とした若年者保険料猶予制度も、2016年7月以降、年齢制限が30歳未満から50歳未満に拡大された。図1には掲載されていないが、2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により減収になった者にも国民年金保険料免除制度が適用されるようになったため、2020年度の免除・保険料猶予制度利用者数は2019年度よりも増加が見込まれる。

企業年金がある者 1.2%、企業年金がない者の 3.9%と比較すると、公務員の加入率が高いことが分かる（佐川 2020）。本来、公的年金の上乗せ給付として加入が期待されていた第 1 号被保険者の加入率は 1.3%であり、第 3 号被保険者の 0.7%よりは相対的に高い水準とはいえ、その加入率は伸び悩み傾向が続いている。

国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況（令和 2 年 10 月時点）」を見ると、第 1 号加入者の拠出限度額は月額 6.8 万円であるが、拠出金額は 5000 円から 1.4 万円の範囲である層が半数を占める一方で、ほぼ限度額いっぱい「6.5～6.8 万円」を拠出する加入者も 20%いる。iDeCo 加入率が最も高い公務員や企業年金加入者の iDeCo への保険料拠出状況は、拠出限度額いっぱいまで拠出している者が多数を占めるといえる（佐川 2020）。これに対し、企業年金がない第 2 号被保険者については、ほぼ限度額まで保険料を拠出する者が約半数、拠出限度額の半額以下の者も 40%強になっている。このように、iDeCo の加入状況には二極分化が見られる。公私年金を含めた老後の年金格差は今後ますます拡大するであろう。

3. 本研究で用いる標本の特性

本研究で用いるデータは、2020 年 6 月 22 日、23 日に年金シニアプラン総合研究機構が実施したインターネット調査「独身者の老後生活設計ニーズに関する調査」である。調査対象者は、40～64 歳の 2500 人の未婚者（子どもなし）である。調査時期が新型コロナウイルス感染拡大による影響が深刻な時期であり、所得や家計変動が大きい調査年であることに留意する必要がある。そのため、前年度の所得と調査時期の就業形態・公的年金加入状況が一致しない状況が生じる可能性を考慮しなければならない。

本分析に用いたのは、このうち 40 代、50 代の標本である。これは、現行制度における iDeCo の加入可能年齢（20～60 歳）を考慮したためである。以下、免除者、iDeCo 加入者の生活状況について、本調査からの分析結果について述べることとする。

3.1 国民年金保険料免除適用者の生活状況

表 1 は、厚生労働省「平成 29 年国民年金被保険者実態調査」を用いて、本研究と標本年齢が重なる 40～59 歳の国民年金第 1 号被保険者（配偶関係問わず）の就業状況をまとめた結果である。表 1 の申請全額免除者、納付猶予者が本研究で扱う「免除者」に該当するが、その就業状況は「無職」が半数近くを占め、次に「パート・アルバイト・臨時」などの非正規労働者が続く。納付者や 1 号期間滞納者と比べても、無職や非正規雇用従事者の比率が際立って高く、生活困窮状況が窺える。

表 2 は、40～59 歳の本研究で用いる未婚者の就業状況である。表 1 の全配偶関係を含む国民年金第 1 号被保険者の就業状況の分布結果に比べると、国民年金加入者における無職者（表 2 の「仕事についていない」）の比率がやや高めで、非正規労働者であるパート・アルバイト・臨時（同「アルバイト」、「パート」、「契約社員・嘱託」、「派遣社員」）の比率が若干低く、自営業主・家族従業者（「自営業・家族従業者」）に従事している者がやや高い傾向にある。

表1 国民年金第1号被保険者の保険料納付状況別 就業状況（40～59歳：2017年）
（単位：％）

		総数	自営業主	家族従業者	常用雇用	パート・アルバイト・臨時	無職	不詳
納付者		100.0	30.2	13.7	7.8	21.9	24.4	1.9
	完納者	100.0	30.9	14.5	7.3	19.9	25.4	1.8
	一部納付者	100.0	27.3	10.4	10.0	30.1	20.5	2.1
1号期間滞納者		100.0	21.5	5.5	11.9	30.7	27.3	2.9
申請全額免除者		100.0	13.6	4.3	2.3	32.0	44.9	3.1
納付猶予者		100.0	5.4	5.4	2.7	27.0	56.8	2.7
合計		100.0	25.0	10.2	7.5	25.7	29.4	2.3

注：福島県の避難指示区域を除く。

出所：厚生労働省「平成29年国民年金被保険者実態調査」より筆者作成。

表2 本研究使用標本の就業状況の分布（40～59歳）（単位：％）

		経営者・役員	正社員	アルバイト	パート	契約社員・嘱託	派遣社員	自営業	家族従業者	自由業	内職	その他	仕事についていない	合計	人数
国民年金加入者	保険料全額納付者	1.7	13.6	8.1	8.8	2.6	2.4	15.4	1.3	12.5	0.2	0.6	33.0	100.0	545
	保険料免除者	0.0	1.7	14.9	12.7	0.6	1.7	11.0	0.0	6.1	2.8	0.0	48.6	100.0	181
	保険料未納者	0.0	1.9	13.2	11.3	1.9	1.9	5.7	0.0	15.1	1.9	0.0	47.2	100.0	53
	合計	1.2	10.0	10.0	9.9	2.1	2.2	13.7	0.9	11.2	0.9	0.4	37.6	100.0	779
厚生年金加入者		2.2	72.9	4.4	2.1	10.6	7.1	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	100.0	1026

また、家計の状況を把握するために、総収入、世帯収入、金融資産に関する設問の選択肢の階級値を代理変数として加重平均した結果をあらわしたのが、表3である。

国民年金の保険料免除者の家計は、国民年金の保険料全額納付者や厚生年金加入者に比べ、厳しい状況にある。国民年金保険料の免除審査は、本人の収入だけで判断されるのではなく、本人・世帯主・配偶者各々の所得が審査の対象になる。全額免除であれば、（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円が所得基準である。扶養親族がいない一人暮らしの未婚者の場合、単純計算で所得基準は57万円になる。親同居世帯であれば、親の所得も判断の対象となる。50歳未満の保険料納付猶予制度は、本人と配偶者の所得のみで審査されるが、本人の所得基準額は全額免除のそれと変わらない。

この全額免除の基準額と比較すると、税控除適用前の収入であることを考慮にいれても、表3で示された国民年金免除者の総収入、世帯収入額は高いように見える。この理由としては、半額免除や納付猶予者も「免除者」と回答している可能性や、調査票では前年の収入を回答しているため、近々の自然災害や2020年以降の新型コロナウイルス感染症による家計急変の影響等を把握できていない可能性が考えられる。

表3 本研究使用標本の家計の状況（40～59歳）（単位：万円）

		自分の総収入	世帯収入	金融資産合計額
国民年金納付者	平均値	313.4	358.4	1025.8
	標本数	155	160	123
	標準偏差	257.9	243.1	2361.6
国民年金免除者	平均値	171.1	260.5	332.2
	標本数	55	57	37
	標準偏差	236.1	223.2	478.6
国民年金滞納者	平均値	203.4	258.8	522.1
	標本数	16	17	7
	標準偏差	147.6	227.9	555.8
厚生年金加入者	平均値	466.9	501.7	1393.6
	標本数	224	229	164
	標準偏差	332.1	302.6	5632.3
合計	平均値	368.5	413.6	1119.9
	標本数	450	463	331
	標準偏差	310.9	286.4	4228.4

注：分散分析の結果、自分の総収入、世帯収入は1%水準で等分散でないことが確認された。

2020年は新型コロナウイルスの感染拡大により、日本経済全体に深刻な影響があった1年であった。ここで、新型コロナウイルスによる就労・家計への影響（2020年6月時点）を公的年金の加入状況別にまとめた結果が表4である。

表4 新型コロナウイルス感染症拡大による就労・家計への影響（40～59歳）

（単位：%、人）

		勤務先の倒産・廃業、整理解雇	自身の仕事や収入が減少した	家族の仕事や収入が減少した	働き方に変化があった（自宅勤務、時差出勤など）	社内のウイルス対策で仕事が増えた	流行により、製品需要が増え、仕事も増えた	収入減により家計が困窮している	標本数
国民年金加入者	保険料全額納付者	3.0	30.0	4.0	11.0	1.0	1.0	8.0	545
	保険料免除者	2.0	32.0	5.0	6.0	2.0	1.0	14.0	181
	保険料未納者	6.0	34.0	4.0	9.0	0.0	0.0	11.0	53
	合計	3.0	31.0	4.0	9.0	1.0	1.0	10.0	779
厚生年金加入者		2.0	23.0	3.0	29.0	9.0	3.0	4.0	1026

表4を見ると、厚生年金加入者よりも国民年金加入者に、「自身の仕事や収入が減少した」、「収入減により家計が困窮している」など、家計に深刻な影響があった者の割合が高かったことが分かる。また、国民年金加入者の保険料免除者や未納者に「収入減により家計が困窮している」者が1割強いること、保険料未納者に「勤務先の倒産・廃業・整理解雇」の経験者が相対的に多いことに留意すべきである。本調査の限界として、調査時点での保険料納付状況が、新型コロナウイルス感染拡大前からの状況と変化があったのかは把握できないが、新型コロナウイルスによる家計変動は、国民年金の未納者や免除者に集中していることが分かった。そして、新型コロナウイルスによる家計急変の影響は感染拡大期間中だけでなく、将来の年金給付減という形で生涯にわたり継続することも考慮しなければならない。

3.2 公的年金加入状況別の iDeCo 加入率の比較

続いて、公的年金の加入状況によって、iDeCo 等の加入率が異なるのかを比較しよう。iDeCo は掛金を 60 歳になるまで拠出し、60 歳以降に老齢給付金を受け取ることができる制度であり、原則として 60 歳になるまで資産を引き出すことは認められておらず、長期運用を前提とした制度である。その代わりに、掛金、運用益、給付受給時の 3 時点で税制上の優遇措置を受けられることになっている。

そのため、50 代後半からの加入者には、長期運用によるリスク分散や利益を期待するのは難しい。そのため、これ以降の分析対象者は、年齢層を 40～54 歳とやや狭め、他の私的保険等の加入状況を比較することにする。また、国民年金基金や企業年金加入者の場合には iDeCo 加入に制限があることを考慮し、iDeCo の加入率だけでなく、国民年金基金や企業年金と iDeCo に同時に加入している者の状況についても比較した。(表 5 参照)。

表 5 公的年金の加入状況別 iDeCo 等の加入率の比較 (男女計・40～54 歳)
(単位：%、人)

		個人型 確定拠 出年金 (iDeCo)	国民年金 基金	うち iDeCo と 国民年金 基金に両方 加入	企業 年金	うち iDeCo と 企業年 金に両 方加入	標本数
国民年金 加入者	保険料全額納付者	2.9	8.8	0.9	1.6	2.7	444
	保険料免除者	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	149
	保険料未納者	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	39
	合計	2.1	6.5	0.6	1.1	1.9	632
厚生年金加入者		9.7	1.8	0.3	10.6	8.2	895

表 5 より、iDeCo の加入率を国民年金の全額納付者と厚生年金加入者と比較すると、全額納付者は 2.9%、厚生年金加入者は 9.7%と、統計的にも有意に厚生年金加入者の iDeCo 加入率が高かった。また、表には記載していないが、国民年金全額納付者の加入率を男女別に比較すると、男性 2.9%、女性 3.0%で男女差は見られなかったが、厚生年金加入者の iDeCo 加入率は男性が 11.8%、女性が 7.8%で、男性の方が iDeCo 加入率が高かった。男性の iDeCo 加入率が女性より高いという結果は、運営管理機関連絡協議会 (2020) の公式統計⁵や佐々木 (2020) の結果とも整合する。

続いて、国民年金基金、企業年金など公的年金の上乗せ給付が期待できる各種年金制度の加入状況を見よう。国民年金加入者の全額免除者のうち、国民年金基金制度に加入している者は 8.8%、国民年金基金と iDeCo の両方に加入している者は 0.9%と非常に少ない。厚生年金保険加入者のうち、企業年金加入者の割合は 10.6%であるが、企業年金と iDeCo の両方に加入している者は 8.2%であり、単純計算では厚生年金加入者で企業年金にも加入している者の約 8 割が iDeCo にも加入していることになる。

⁵ 運営管理機関連絡協議会 (2020) によれば、2020 年 3 月末の個人型確定拠出年金の加入者数の男女比は 6 : 4 であった。制度創設時に比べると、徐々に女性の割合が増加しつつある。

次に、公的年金・iDeCo 加入状況別に各種保険金融商品の加入状況を比較しよう（表6参照）。まず個人年金保険の加入状況を比較すると、最も加入率が高いのは国民年金保険料全額納付者のうち iDeCo 加入者の 53.8%、次いで厚生年金加入者のうち iDeCo 加入者の 39.1%と続く。同じ iDeCo 加入者であっても、国民年金加入者の方が厚生年金加入者よりも個人年金加入率が高いという結果は、国民年金の iDeCo 加入者は公的年金の上乗せの必要性をよく認識しており、複数の年金商品に加入して準備を行っている様相が窺える。

生命保険・簡易保険や地震保険などの保険商品の加入率は、国民年金保険料全額納付者も厚生年金加入者も、iDeCo 加入者の加入率の方が相対的に高く、iDeCo 加入者が老後だけでなく、広く生活全般のリスクへの備えを行っている様子が見て取れた。また、NISA／つみたて NISA や財形貯蓄などの他の金融商品の加入率でも、iDeCo 加入者の方が非加入者よりも高い傾向が見られ、特に厚生年金加入者の加入率が高かった。

表6 公的年金・iDeCo 加入別の各種金融・保険商品の加入率（男女計・40～54歳）
（単位：％）

	iDeCo加入状況	個人年金保険	生命保険・簡易保険	地震保険	NISA/つみたてNISA	財形貯蓄	標本数
国民年金保険料全額納付者	加入者	53.8	53.8	30.8	23.1	7.7	13
	非加入者	8.4	36.7	9.0	7.0	1.4	431
	全体	9.7	37.2	9.7	7.4	1.6	444
厚生年金加入者	加入者	39.1	70.1	27.6	46.0	18.4	87
	非加入者	17.3	50.6	15.5	11.5	8.3	808
	全体	19.4	52.5	16.6	14.9	9.3	895

注：40～54歳の国民年金保険料全額納付者のうち、個人型確定拠出年金の加入者数が13サンプルしかないことに留意が必要である。

iDeCo、NISA／つみたて NISA、個人年金保険、生命保険・簡易保険、地震保険はいずれも加入を促進するために税制上の優遇措置が設けられている。つまり、iDeCo 加入者は、複数の税制上の優遇措置を利用して、減税の恩恵を受けながら、資産形成やリスクへの備えを行っているのである。これは、株式・投資信託・外貨預金等の複数の金融商品を利用している層が、金融リテラシーが高いこと（金融広報中央委員会 2019）や投資教育による加入促進効果（北村・中嶋 2009）があるのかもしれない。

3.3 公的年金の希望支給開始年齢

最後に、公的年金・iDeCo の加入状況別に老齢年金の支給開始年齢の希望を聞いた表7をみよう。この設問は、繰り上げ受給と繰り下げ受給でどのように公的年金が増額・減額されるかの説明をしたうえで、自身の希望する支給開始年齢を回答する方法で実施された。

表7 公的年金・iDeCo 加入別の公的年金の受給開始年齢の希望・予想年金受給額
(単位：％、歳、万円)

		iDeCo 加入状況	希望する公的年金支給開始年齢(%)				平均希望 支給開始 年齢(歳)	予想公的 年金月額 受給額 (万円)	標本数 (人)
			65歳	繰り上げ 受給	繰り下げ 受給	合計			
国民年金 加入者	全額 納付者	加入	69.2	7.7	23.1	100.0	65.54	7.78	13
		非加入	53.8	25.1	21.1	100.0	65.06	7.71	431
		全体	54.3	24.5	21.2	100.0	65.08	7.71	444
	免除者	53.7	30.2	16.1	100.0	64.47	6.03	149	
	未納者	43.6	30.8	25.6	100.0	64.85	9.83	39	
厚生年金加入者	加入	62.1	10.3	27.6	100.0	65.90	11.56	87	
	非加入	62.1	17.1	20.8	100.0	65.26	9.69	808	
	全体	62.1	16.4	21.5	100.0	65.32	9.91	895	

注：予想公的年金月額受給額は、0円回答者を除外している。

表7を見ると、年金加入状況にかかわらず、希望する公的年金支給開始年齢を「65歳」と回答する者が半数を超える。繰り上げ受給を希望する者の割合を見ると、厚生年金加入者よりも国民年金加入者、なかでも免除者や未納者に繰り上げ受給を希望する者の割合が高かった。反対に、繰り下げ受給希望者の割合は、厚生年金・iDeCo加入者、国民年金の未納者、国民年金・iDeCo加入者がやや高めとなった。

平均希望支給開始年齢は、国民年金加入者でも厚生年金加入者でも、iDeCo加入者の方が非加入者よりもやや高めの年齢を回答したが、大差はなかった。注意すべきは、国民年金の保険料免除者と未納者の平均希望支給開始年齢が65歳を下回っている点である。これは、保険料免除者と未納者の繰り上げ受給選択者に、希望支給開始年齢を60歳と回答した者が相対的に多かったことと、繰り下げ受給を選択する未納者に60代での受給を希望する者が多かったことによる。

予想する公的年金受給額の月額平均額は、ねんきん定期便等からの転記ではないため信憑性には課題があるが、厚生年金・iDeCo加入者の月額11.56万円が最も高く、最も低いのが国民年金加入者（免除者）の6.03万円になった。この結果は、ほぼ制度と整合している。しかし、国民年金の未納者の予想公的年金受給月額が約10万円と、厚生年金加入者のそれと遜色ない水準であることには注意が必要である。これは、彼らが公的年金制度の受給額の算定方法を正確に理解していなかったり、自信過剰バイアスに陥っていたりする可能性が考えられ、むしろ老後生活費の不足リスクをはらんでいる。

表には記載していないが、公的年金の繰り上げ受給を選択する理由（複数回答）で最も高かったのが「年金を繰上げないと生活できないため」（全体の33.9%）であり、国民年金保険料免除者に限定すると60%という高い結果になった。反対に、繰り下げ受給を選択する理由で最も高いのが「65歳以降も働くから」（62.5%）であった⁶。

この結果から、年金支給開始年齢の繰り上げ・繰り下げによる公的年金の増額・減額の影響を考慮すると、将来のiDeCo加入者と国民年金の免除者間の公私年金の年金受給額の

⁶ 本分析は40～54歳に限定した分析結果である。全標本の結果では、繰り上げ受給の理由では「減額されても、早く受給する方が得だと思ったから」（33%）が「年金を繰上げないと生活できないため」（28%）を上回り、やや年齢層によって選択肢の回答状況に違いが見られた。

格差は、現在よりもさらに拡大することが予想される。

4. iDeCo 加入に関する二項ロジスティック分析

4.1 使用するデータの説明

次に、iDeCo 加入に関する二項ロジスティック分析を行う。使用する標本は、40～54 歳の公的年金加入状況を回答した者である。ただし、未納や免除でありながら iDeCo に加入していると回答した者、世帯収入を 0 円と回答した者と不詳者は除外した。このため、使用する標本数は 848 サンプルとなった。

基本統計量は表 8 に示すとおりである。

表 8 基本統計量

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
個人型確定拠出年金 (iDeCo) 加入	848	0	1	0.1	0.3
男性ダミー (男性=1)	848	0	1	0.5	0.5
年齢	848	40	54	46.1	4.1
大卒以上ダミー (大卒以上=1) (国民年金加入者を基準)	848	0	1	0.5	0.5
厚生年金加入ダミー (厚生年金加入=1)	848	0	1	0.7	0.5
自分の総収入対数	848	0	4.2	2.5	0.5
金融資産対数	848	0	11.6	6.0	1.7
健康状態	848	1	5	3.6	0.9
個人年金保険加入ダミー	848	0	1	0.2	0.4
NISA/つみたてNISA加入ダミー	848	0	1	0.2	0.4
生活設計考えていないダミー	848	0	1	0.6	0.5
老後の生計(仕事の収入)に期待ダミー	848	0	1	0.5	0.5
老後生活費の不安	848	1	4	3.1	0.8

続いて、使用した変数について説明する。被説明変数は、個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入状況で、加入者を 1、非加入者を 0 としたダミー変数である。

説明変数は、基本属性として、性 (男性=1、女性=0)、年齢、学歴 (最終学歴が四年制大学以上を 1、それ以外を 0)、厚生年金加入ダミー (厚生年金加入者=1、国民年金加入者=0)、経済状況を表す変数として、自分の総収入⁷ (万円) と金融資産 (万円) を対数変換した数値、寿命予測の代理変数として健康状態 (1～5 の 5 段階で、5 が非常に健康)、iDeCo 以外の金融商品の加入状況として、個人年金加入ダミー (加入=1、非加入=0)、NISA/つみたて NISA 加入ダミー (加入=1、非加入=0)、老後の生活設計を考えていないことと加入との関連性を見るために、生活設計考えていないダミー (考えていない=1、考えている=0)、公的年金への期待度の影響を見るために、老後の生活を公的年金に頼らず、仕事からの収入に期待する状況をあらわす、老後の生計 (仕事の収入) に期待ダミー (仕事からの収入に期待=1、期待しない=0)、そして老後生活費の不安感 (1～4 の 4 段階 (4 が最も不安が高い)) という変数を使用した。企業年金加入や国民年金基金の加入状況に関する変数は、調査票から加入する企業年金制度の規則や実際の拠出額が把握できないため、使用し

⁷ あなたの過去 1 年間の仕事から得られる収入、仕事以外から得られる収入 (いずれも税込み。単位は万円) の和である。世帯収入と本人の収入の相関が高いため、世帯収入は分析には使用していないが、世帯収入を 0 円と回答した標本は分析から除外した。

なかった。

分析結果は、表9のとおりである。

表9 iDeCo加入の二項ロジスティック分析結果

	B	標準誤差	Wald	自由度	有意確率	Exp(B)
男性ダミー(男性=1)	-0.158	0.284	0.308	1		0.854
年齢	-0.035	0.033	1.078	1		0.966
大卒以上ダミー(大卒以上=1) (国民年金加入者を基準)	0.466	0.305	2.33	1		1.593
厚生年金加入ダミー	1.028	0.422	5.941	1	**	2.794
自分の総収入対数	0.467	0.501	0.867	1		1.595
金融資産対数	0.208	0.103	4.058	1	**	1.231
健康状態	-0.013	0.16	0.007	1		0.987
個人年金保険加入ダミー	1.038	0.275	14.24	1	***	2.823
NISA/つみたてNISA加入ダミー	1.55	0.274	32.045	1	***	4.71
生活設計考えていないダミー	-0.363	0.186	3.797	1	*	0.696
老後の生計(仕事の収入)に期待ダミー	-0.263	0.269	0.957	1		0.769
老後生活費の不安	0.649	0.276	5.511	1	**	1.913
定数	-4.178	2.322	3.238	1	*	0.015
Nagelkerke R2 乗	0.258					
標本数	848					

注：*：p<0.1、**：p<0.05、***：p<0.01をあらわす。

4.2 分析結果

表9の結果をみていこう。まず、男性ダミー、年齢、学歴については、いずれも有意にならなかった。男性や高学歴者ほどiDeCoに加入するという佐々木(2020)とは異なる結果となったが、性や学歴が有意にならなかった丸山(2021)とは同じ結果となった。これは、本調査の回答者が未婚者に限定されていること、国民年金加入者と厚生年金加入者を混合して分析したことが要因と思われる。

また、厚生年金加入ダミーがプラスの係数で、5%水準で有意になった。他の条件をコントロールしても厚生年金加入者の方が国民年金加入者よりもiDeCoに加入しているという結果は、iDeCoは国民年金の上乗せ給付としてよりも、厚生年金の上乗せ給付として活用されていることを明らかにするものである。

家計の経済水準との関係性では、自分の総収入の対数はプラスの係数ではあるが、統計的には有意とはならず、金融資産残高の対数はプラスの係数で5%水準で有意となった。つまり、本人の収入の多寡ではなく、金融資産残高が多い者ほどiDeCoの加入にも積極的であり、資産を持てる者がさらに老後の年金額の積み増しを図る姿が見て取れた。一方、健康状態は有意とはなかった。

個人年金保険やNISA/つみたてNISA加入ダミーは、いずれもプラスの係数で、1%水準で有意となった。オッズ比を比較すると、個人年金保険加入ダミーで2.823倍、NISA/つみたてNISA加入ダミーが4.71倍と、この2つのオッズ比がダミー変数のなかでは最も高い2つとなった。特に個人年金保険加入ダミーより、NISA/つみたてNISAダミーのオッズ比の方が高いという結果は、iDeCo加入者が資産形成の併用手段として、個人年金保険よりもNISA/つみたてNISAを選択する傾向が高いということを意味する。iDeCoと

個人年金保険、NISA／つみたて NISA を併用することは制度上可能である。本調査からは、回答者が各金融商品を選択した理由は把握できないが、その選択の背景には、2つの商品特性や税制上の控除枠の違いがあると考えられる。

その1つが、商品特性の違いである。個人年金保険は、2018年以降予定利率が引き下げられ、運用益の低さやインフレリスクという問題を抱えている。一方、NISA／つみたて NISA は、投資リスクがあるが、手数料の優遇措置や、通常は20%の税率で課税される運用益がすべて非課税になるなどのメリットがある。

もう一つは、税制上の控除枠の問題である。個人年金保険の保険料は、所得税・住民税の生命保険料控除の1つである、個人年金保険料控除という所得控除が適用される。この個人年金保険料控除は、2012年税制改正以降、新制度加入者の所得控除額の上限は所得税で4万円、住民税で2.8万円であり、実際の減税額はこれに課税税率を乗じた金額となる。一方、NISA／つみたて NISA は、掛け金（投資額）には控除が適用されないが、運用益が全額非課税であることや投資額の上限が拡大されてきた。運用次第では、減税による恩恵は個人年金保険料控除よりも NISA／つみたて NISA の運用益の非課税の方が高額になる。

このことから、iDeCo 加入者は、低金利時代における確実な利益を期待する個人年金保険よりも、将来の運用益と税制上の優遇措置がセットになった NISA／つみたて NISA により魅力を感じているとも受け取れる。また、この結果は、iDeCo 加入者が複数の金融商品に加入する経済力があるだけでなく、各商品の特性や税制上の優遇枠を適切に理解し、自身の生活設計に適合した商品を選択していることを示唆している。

また、生活設計を考えていないダミーは、マイナスの係数で、10%水準で有意となった。つまり、老後の生活設計を考えていない者は、弱い関係性ながら iDeCo には加入しない傾向があることが確認された。そして、老後の生計（仕事の収入）に期待ダミーは、係数はマイナスにはなったが、統計的には有意とはならなかった。老後の仕事からの収入に期待するために、自助努力の資産形成策である iDeCo の加入はしないという関係性は見いだせなかった。

最後に iDeCo の加入と、老後生活費の不安との関係について見ると、プラスの係数で、5%水準で有意な結果となった。つまり、iDeCo 加入者の方が非加入者よりも老後の生活費不安を抱えていることになる。これは、iDeCo 加入が老後の生活費の不安を増幅させたというよりは、老後の生活費への不安感が高い者が iDeCo 加入をする傾向があると考えの方が自然であろう。

5. おわりに

本研究は、老後の所得保障の自助努力の手段である私的年金制度のなかでも、個人型確定拠出年金（iDeCo）に注目し、老後の低年金リスクが高い国民年金制度の免除利用者と iDeCo 加入者との違い、iDeCo 加入者の特徴について、中年未婚者のインターネット調査を用いて分析を行った。主たる結果は以下のとおりである。

① 国民年金の保険料納付免除者は、仕事についていない者や非正規労働者の割合が多い。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、家計に深刻な影響があった者の割合は、国民年金保険料全額納付者や厚生年金加入者よりも、国民年金保険料滞納者、免除者に相対的に高かった。

- ② iDeCo 加入状況を国民年金加入者と厚生年金加入者と比較すると、本来老後の年金額の上乗せ措置として加入が期待される国民年金加入者よりも厚生年金加入者の方が iDeCo 加入率が高かった。iDeCo 加入者は非加入者に比べ、収入や資産面でも余裕があり、他の金融保険商品にも加入して、複数の税制上の優遇措置を利用しながら、効率的に日常生活と老後の備えを行っている姿が確認できた。
- ③ 公的年金制度の繰り上げ制度／繰り下げ制度による給付額の減額・増額率を説明した上で、希望する支給開始年齢を尋ねた結果、国民年金の保険料免除者や未納者は繰り上げ受給を選ぶ者が相対的に多く、厚生年金加入者や iDeCo 加入者に繰り下げ受給を選ぶ者が多い傾向が見られた。これは、現役時代にねんきん定期便等で示される金額以上に、将来の高齢期の年金格差が拡大する可能性を示唆している。
- ④ iDeCo 加入について二項ロジスティック分析を行った結果、厚生年金加入者、金融資産額が高い者ほど iDeCo に加入する傾向がある。また、iDeCo 加入者は、個人年金よりも NISA／つみたて NISA の方に加入していることが明らかとなった。

老後の所得保障として、公的年金の上乗せ役割を期待される iDeCo は、2 つの問題を抱えている。一つは、経済的な余裕がなく保険料を捻出できない低所得者は加入せず、手厚い税制上の優遇措置の恩恵は iDeCo に加入できる高所得層だけが受けるという公平性の問題である。2022 年には iDeCo の法改正が予定されており、対象年齢の 65 歳までの引き上げやすべての企業型確定拠出年金の加入者が iDeCo に加入できる道が開かれる。経済的に豊かで、複数の金融保険商品に加入しながら税制上の恩恵を受け、確実に老後のリスクに備えられる世帯と、低所得ゆえに国民年金の保険料免除世帯との格差は、公私年金の受給額でも、税制上の減税の恩恵という点でも、さらに拡大することになる。

もう一つの問題は、日本では私的年金等の金融商品の選択行動が、税制上の優遇措置の理解や、近視眼的行動や手数料の負担回避志向などの個々人の金融リテラシーに依存しすぎている点である。今後は、金融リテラシーの形成支援に加え、行動経済学の研究成果に基づいた個人行動への政策介入という選択肢（セイラー&キャスティーン 2009）も考えられる必要があるだろう。一例として、イギリスの職域年金の加入義務づけなど、慣性の加入で資産形成を促す方法も選択肢の一つである（厚生労働省 2019）。

本研究で扱った中年未婚者の老後の所得保障問題は、8050 問題など特定の無業者だけに限定された問題ではない。私的な資産形成についても、金融リテラシーの形成支援や行動経済学などの知見を用いた加入促進策、税制上の優遇措置のあり方などを整備し、所得再分配の視点からも再検討する必要があるといえよう。

参考文献

- 運営管理機関連絡協議会（2020）「確定拠出年金統計資料（2020年3月末）」
- 北村智紀・中嶋邦夫（2009）「確定拠出年金における継続投資教育の効果：実験による検証」
『現代ファイナンス』No.25：53-76.
- 金融広報中央委員会（2019）『2019年金融リテラシー調査』
- 厚生労働省（2019）『2019年 海外情勢報告』
- 厚生労働省年金局（2019）「平成29年国民年金被保険者実態調査」
- 国立社会保障・人口問題研究所（2020）『2020年版人口統計資料集』
- 佐川あぐり（2020）「コロナ禍でも堅調、iDeCo 加入者176万人：個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入状況（2020年10月時点）」大和総研レポート（2020年12月24日）
- 佐々木一郎（2020）「イデコと老後の年金格差拡大」年金シニアプラン総合研究機構『年金と経済』Vol.39 No.3：16-22
- 四方理人・村上雅俊・稲垣誠一（2012）「国民年金保険料における未納・免除・猶予・追納の分析」慶應義塾経済学会『三田学会雑誌』104（4）：569-585
- 四方理人（2017）「社会保険は限界なのか？：税・社会保険料負担と国民年金未納問題」社会政策学会誌『社会政策』9（1）：29-47
- 内閣府（2020）『令和2年度少子化社会対策白書』
- 丸山桂（2021）「私的年金の加入は、老後不安を軽減させるのか」公益財団法人・総合生活開発研究所『「人生100年時代」長寿社会における新たな生き方・暮らし方に関する調査研究報告書（連合総研・全国労働金庫協会・全労災協会共同調査研究）』：97-111
- 山田篤裕（2009）「低所得層における国民年金保険料納付免除の実態：社会保険庁『国民年金被保険者実態調査』個票に基づく実証分析」『社会政策研究』編集委員会『社会政策研究』9：東信堂：64-93
- リチャード・セイラー&キャス・サンティーン（2009）『実践行動経済学：健康、富、幸福への聡明な選択』日経BP社